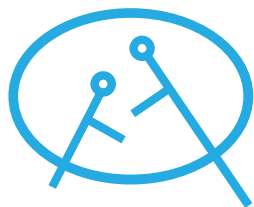


# 第5期 恵庭市総合計画

〈後期基本計画〉

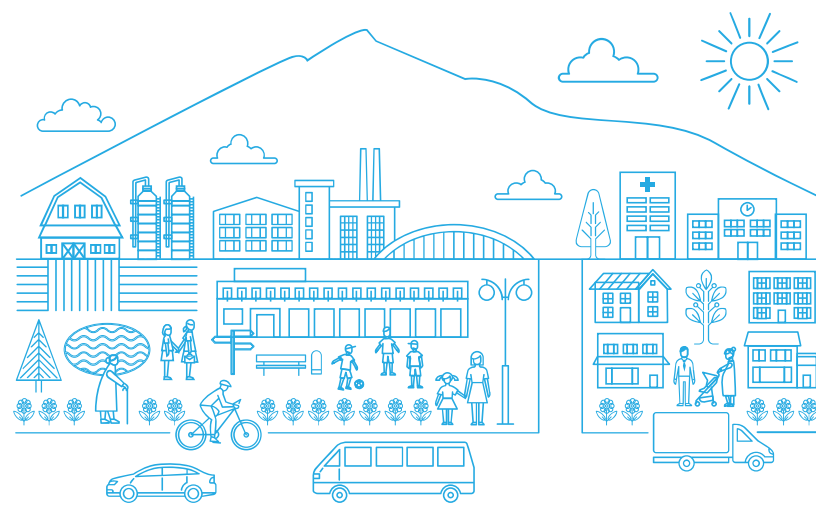
2021（令和3年度）—2025（令和7年度）



第5期  
恵庭市総合計画



花・水・緑 人がつながり  
夢ふくらむまち えにわ



北海道 恵庭市



00

**第5期**  
**恵庭市総合計画**  
**<後期基本計画>**

## 市民憲章

わたくしたちは、恵庭岳のそびえる、恵庭の市民です。

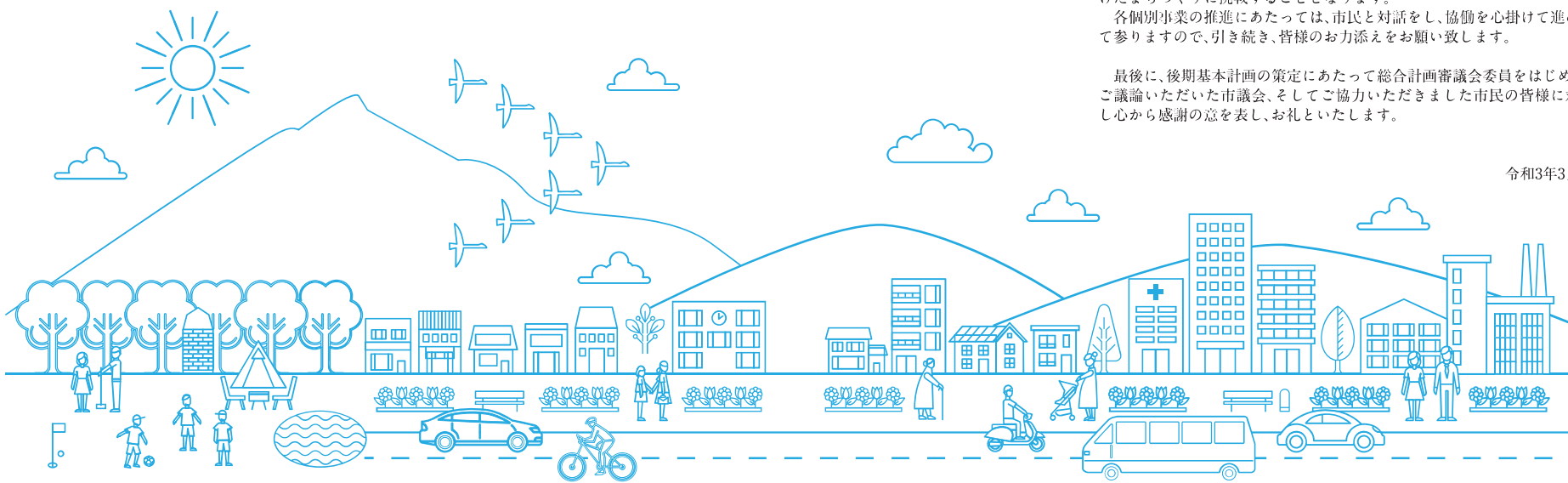
自分の仕事を愛し、じょうぶなからだで働きましょう

たがいに尊重しあい、なごやかな家庭をつくりましょう

自然を愛し、緑の美しいまちをつくりましょう

きまりをまもり、住みよいまちをつくりましょう

知性をたかめ、かおりゆたかな文化のまちをつくりましょう



## ごあいさつ



恵庭市長  
原田 裕  
Harada Yutaka

恵庭市は、これまで、恵まれた自然環境と都市機能の優位性を背景として、市民主導による魅力あるまちづくりを進め、順調に人口を伸ばし続けてきました。

令和2年11月には、昭和45年の市制施行から半世紀という大きな区切りに当たり、市民とともに50周年を祝う記念式典を開催し、恵庭のさらなる発展に向けて心を新たにいたしました。

私達のまちは、平成28年度からスタートした第5期恵庭市総合計画の前期5年間で、様々な施策を展開し、それぞれの分野において市民の皆様とともにまちづくりを進めてきました。そうしたまちづくりの取り組みが、多くの方々の交流をもたらし、お陰様で令和元年9月には人口7万人を突破いたしました。

恵庭の持つ地理的条件の良さ、自然環境の素晴らしさ、豊かな農産物、優れた工業地帯などがあり、「衣・食・住」のバランスの良さが少しずつ、市内の方々に浸透され、恵庭を見る目が変わってきているのではないかと、大変喜ばしく感じています。

令和2年は新型コロナウイルス感染症が拡大し、先行きが不透明な中で、後期基本計画策定となりました。市民生活、市政への影響もありましたが、恵庭の歩みを止めてはならないという思いで、市民の皆様の声をしっかり受け止めて、計画の策定に取り組みました。

後期基本計画では、脱炭素化、持続可能な社会の構築、行政のデジタル化など社会が大きく変わりゆく中、SDGsの取組やポストコロナに向けたまちづくりに挑戦することとなります。

各個別事業の推進にあたっては、市民と対話をし、協働を心掛けて進めて参りますので、引き続き、皆様のお力添えをお願い致します。

最後に、後期基本計画の策定にあたって総合計画審議会委員をはじめ、ご議論いただいた市議会、そしてご協力いただきました市民の皆様に対し心から感謝の意を表し、お礼といたします。

令和3年3月

# 目次

## 00 第5期 恵庭市総合計画 <後期基本計画>

ごあいさつ ..... 01  
目次 ..... 02

## 01 基本構想 (平成28年度策定)

第1章 総合計画の目的 ..... 06  
第2章 総合計画の構成 ..... 07  
第3章 総合計画推進の担い手 ~まちづくり基本条例に基づく役割~ ..... 08  
第4章 めざすまちの姿 ~将来都市像~ ..... 10  
第5章 まちづくりの目標 ..... 11  
    1 まちづくりの視点 ..... 11  
    2 基本目標 ..... 13  
施策の体系 ..... 20

## 02 後期基本計画策定にあたって

第1章 計画策定の背景と今後の方針 ..... 24  
第2章 計画の進行管理 ..... 25  
第3章 後期基本計画の新たな視点と施策 ..... 26  
    1 防災・減災、国土の強靱化 ..... 26  
    2 SDGs (持続可能な開発目標)・Society5.0の推進 ..... 27  
    3 恵庭子ども未来議会~未来に向けた提言~ ..... 28

## 03 後期基本計画

### 重点施策

まちづくりの視点 ..... 30  
まちづくりの視点に基づく重点施策<総合戦略> ..... 31

### 基本目標Ⅰ.市民による市民のためのまち

01. 様々な担い手によるまちづくり ..... 32  
02. 時代のニーズに沿った変革 ..... 34  
03. とともに学びともに知る情報 ..... 36

### 基本目標Ⅱ.誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

04. 災害に強い地域防災力 ..... 38  
05. 支えあう消防救急体制 ..... 40  
06. 安全安心の日常生活 ..... 42  
07. 助け合いのちを大切にすまち ..... 44  
08. 夢と健康を育むまち ..... 46  
09. 持続可能な地域医療・介護体制 ..... 48

### 基本目標Ⅲ.希望と活力に満ちたまち

10. いきいきと動きやすいまち ..... 50  
11. 恵まれた土地を生かした農林業 ..... 52  
12. 暮らしを支える商業 ..... 54  
13. 来てみたいまち 住んでみたいまち ..... 56





#### 基本目標Ⅳ.人が育ち文化育むまち

14. 地域で育む子育て環境 .....	60
15. 心豊かな思いやりをもった子どもの育成 .....	62
16. 子どもの自立成長を促す学校教育 .....	64
17. 手を取り合い創造性を育む文化芸術 .....	66

#### 基本目標Ⅴ. 地域資源・都市基盤を活かすまち

18. 地域の特性を活かしたコンパクトなまちづくり .....	68
19. 水と緑豊かな生活空間づくり .....	70
20. 安全で円滑な地域交通 .....	72
21. 安定した水供給と持続的な下水処理 .....	74
22. 住み続けたいまちづくり 住まいづくり .....	76
23. ごみの減量と適正な処理 .....	78
24. 次世代へつなげる環境 .....	80

#### 04 参考資料

諮問書及び答申書 .....	84
策定体制 .....	85
恵庭市総合計画審議会委員名簿 .....	88
恵庭市総合計画審議会条例 .....	89
恵庭子ども未来提言書 .....	90



# 01

## 基本構想

(平成28年度策定)

## 第1章 | 総合計画の目的

日本は現在、急速に少子高齢化が進み、さらには人口減少社会へと転じています。本市においても、これまで続いてきたような人口の大幅な増加は止まり、微増微減を繰り返しています。今後は本市でも、人口が減少に転じることが想定されますが、働く世代である生産年齢人口の減少はすでに始まっており、地域経済に与える影響が懸念されます。

市民生活においては、インターネットなど情報化ネットワーク社会の進展、経済面を中心としたグローバル化や人口構造の変化を背景にライフスタイルが多様化しています。また、国内での相次ぐ自然災害により、安全・安心への意識や環境問題への関心が高まっています。このように、地域経済や市民生活は、防災・減災、雇用、移住・定住、子育て環境など広範な分野において様々な課題に直面しております。

これからの人口減少社会は、これまで誰もが経験したことがなく、市民と行政が一丸となって対応していく必要があります。こうした中、本市では、平成25年に「恵庭市まちづくり基本条例」が制定され、「まちづくりは、市民、議会及び市が協働して行う」と、「市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解して、市民の手で花のまちを創ったよう

に、自分のできることから積極的に取り組む活動を続けること」の重要性を掲げ、これからの恵庭市のまちづくりに取り組む方針を掲げています。

このような人口減少となる社会情勢の中でも、市民一人ひとりが将来にわたり、快適さと豊かさを感じ、生きがいと地域への誇りを持って、恵庭に暮らし続けるために、価値観を見直し、新たな視点に立って、「本当に必要なもの」や「市民にできること」「行政にできること」を見極めながら、まちづくりを進めていく必要があります。

このため、総合計画は、市民、議会及び市が、協働と役割分担のもと、長期的な視点と展望を持ち、めざすべき共通の将来像をイメージして、その実現に向けてまちづくりを進めていくための計画として策定いたします。

また、計画を推進するにあたっては、効率的、効果的な行財政運営を十分に考え行います。

なお、国では、人口減少を克服し、地方創生に取り組むため、平成26年に国のビジョンを示し、地方に対し平成27年中の総合戦略の策定を要請しました。本市としても、国の様々な提言や指針を取り込みつつ人口減少に立ち向かい、恵庭の多様な資源を活用しながら、重点的・横断的な取り組みを進めていきます。



## 第2章 | 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成します。

### 基本構想 [10か年 2016 (平成28年度) - 2025 (令和7年度)]

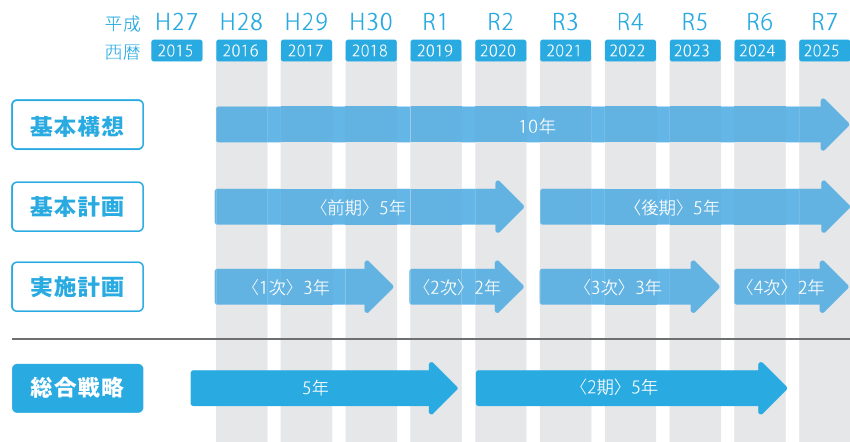
基本構想は、まちづくりの目標となる都市像と、その実現のための基本的な方向性を明らかにしたものです。恵庭市の地域経営計画となる内容で構成され、協働によってめざすまちづくりの目標を示す計画として、各分野の諸計画に対する最上位計画と位置づけます。

### 基本計画 [前期5か年+後期5か年]

基本計画は、基本構想を実現するため、進むべき方向性を明確にし、具体的な施策の基本方針を示したものです。基本構想を受けた、行政の取組み方針を示し、特に「選択と集中」を明らかにした「行政経営の戦略計画」と位置づけます。

### 実施計画 [第1次3か年 第2次2か年 第3次3か年 第4次2か年]

実施計画は、基本計画で示された施策を、計画的かつ効率的に実施するための工程を明らかにしたものです。



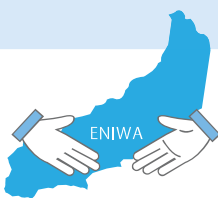
### 第3章 | 総合計画推進の担い手 ~まちづくり基本条例に基づく役割~

本計画期間において、恵庭市まちづくり基本条例の「まちづくりの基本原則」に基づき、次の協働の方針により計画を推進します。

#### 恵庭市まちづくり基本条例

##### まちづくりの基本原則

- 第4条 まちづくりは、市民、議会及び市が協働して行います。
- 市民がまちづくりに参画する機会は、平等に保障されます。
  - まちづくりに関する情報は、市民、議会及び市が共有します。
- 【恵庭市まちづくり基本条例】



#### 協働の方針

##### 市民の役割

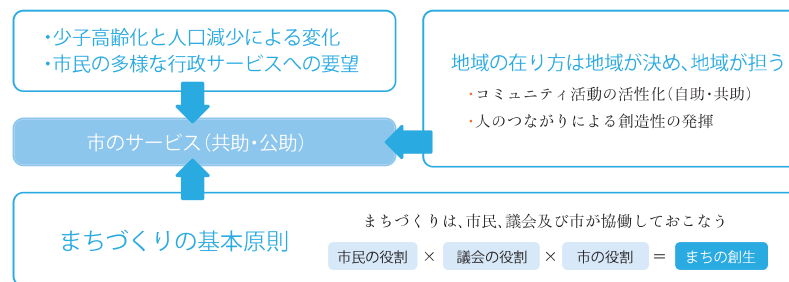
- 高度情報化や国際化などの進展を背景に、ライフスタイルも変化し、市民ニーズが多様化していく中、真に必要なサービスを求める上では、市民が主役となって、「地域のあり方は地域が決め、地域が担う」という視点が重要となってきます。
- 恵庭には、「花のまちづくり」などに代表されるような地域のコミュニティが根付いています。近年では、町内会で、地域の高齢者の所在や介助の必要性を共有し、万が一の事態に備えた体制づくりを進めている地域も見られます。
- また、「通学合宿」に代表されるように、子ども達の生活力などを向上させたいと願う人達が集まり、活動するといった、同じ志を持った人のつながりによる活動を継続していくことも望まれています。
- 今後、このような活動をより発展させ、自立し、その上で、お互いに助けあい、社会に貢献すること、事業者はそれぞれの事業活動を通して、まちづくりに参加・協力していくことが期待されます。
- そのためには、市民間で積極的につながりを持って、「市民にできること」「行政にできること」を見極めていくと共に、行政が行う施策について積極的に関わっていくことも重要です。

##### 議会の役割

- 議会は、市の重要事項の意思決定を行うとともに、市の事務の執行を監視し、牽制する役割を担います。総合計画に掲げた成果目標を実現するためのPDCAサイクル\*におけるチェックの役割を市民と共に担い、行政が担う役割が効率的・効果的に果たされているか見守っていくことが重要です。
- そのためにも、市民意見の把握と議会情報の提供による情報の共有を進め、市民の意思を反映するよう努めると共に、市民の負託に応え、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行していくことが重要です。

##### 市の役割

- 市民ニーズが多様化している中、こうしたニーズに応える必要があり、得意分野を持った市民や民間企業の活用など、公民連携の考えのもと市民サービスを提供していく工夫が必要となります。
- 一方、少子高齢化や生産年齢人口割合の減少などを背景に税収の減少や、扶助費、公共施設維持管理費の増加など財政的に厳しくなることが予想されるため、「選択と集中」の考えのもと今後の行政施策に取り組む必要があります。
- 市民が主役となるまちづくりをめざし、いち早く、市民のチカラを最大限に発揮してもらえる体制をつくるため、市民とのコミュニケーションを積極的に図り、役割分担を明確化し、自助・共助・公助の視点で、市民・企業を支援すると共に、真に行政が行うべきサービスの見直し、充実化を図ることが重要です。
- 上記を踏まえた上で、総合計画に掲げた成果目標を実現するために、PDCAサイクルを確立する取り組みが必要で、行政が担うべき分野においては、効率的・効果的にその責任を果たすことが重要です。



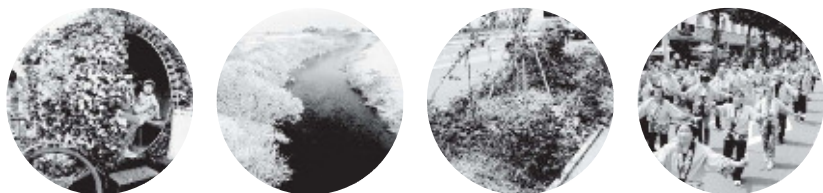
\*PDCAサイクル：業務プロセスの管理手法の一つで、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

## 第4章 | めざすまちの姿 ~将来都市像~

この総合計画では将来都市像を次のとおり定め、市民とともにまちづくりに取り組みます。

# 花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ

<将来都市像に込めた思い>



社会の成熟にあわせて、人々のライフスタイルや価値観が多様化しているとともに、人口減少、少子高齢化、社会経済のグローバル化など、かつて経験したことのない時代を迎えています。

10年後は、本市においても、少子高齢化・人口減少が進むことが予想されます。

そうした時代だからこそ、人と人との顔が見え、つながり、市民一人ひとりが人口減少に立ち向かい、いきいきと輝くことによって、活力ある恵庭であり続けることが出来ます。

また、お互いの顔が見える恵庭の規模だから出来ることはたくさんあります。

例えば、住民活動から始まった「花のまちづくり」や「読書活動」、「通学合宿」等。地域のつながり

や思いを同じくした人達のつながりによって、今なお継続している取り組みです。

そうした中、アンケートでも市民の多くの方が「住みよいまち」と評価しています。

これは大都市、空港近郊という立地による生活利便性、恵庭岳や漁川に代表される水・緑、そして人とのつながりに囲まれた恵庭だからできる生活があるからではないでしょうか。

未来の子どもたちに豊かな自然を残し、地域で子どもたちの健やかな成長を見守り、これからも希望を持って恵庭に住み続けたいと思える環境が必要です。そのために情報発信・共有し、市民、議会及び市がそれぞれの役割を果たすことにより、将来にわたって、活力ある恵庭のまちの実現につながると考えます。

## 第5章 | まちづくりの目標

### 1 まちづくりの視点

#### まちづくりの視点



社会環境や行財政が厳しさを増す中、めざす将来都市像を実現するためには、体系的に施策に取り組むと共に、市民、議会及び市が同じ認識を持ってまちづくりに取り組むことが重要になります。

そこで、本計画では、計画策定において開催した市民との各種意見交換の内容を踏まえ、まちづくりの視点を設定しました。

市民、議会及び市が共有するまちづくりの視点として、次に示す各種取り組みを行っていきます。

#### ① 時代に沿った地域運営

- 簡素で効率的な行政運営
- 時代のニーズに合った柔軟な行政経営
- 多様な主体による協働のまちづくり

#### 【キーワード】

コンパクトシティ、公共施設・サービスの見直し、協働、人口減少、地域間連携、広域連携

#### ② 暮らしの安全安心

- 安全・安心な体制づくりに向けた窓口(コンシェルジュ)づくり
- 弱者をつくらないための世代間交流とコミュニティのさらなる充実
- 市民満足度 NO.1～豊かさ再定義～

#### 【キーワード】

高齢者対策、防災・減災、交通の便、買い物環境、地域医療、住環境、夢と健康



### ③ 次世代へつなぐ自然環境

- 花・水・緑 豊かな自然を感じるまちづくり
- 後世に負担を残さない資源の循環
- 恵まれた農地、平坦な土地の活用

**【キーワード】**

自然環境、 農村景観、 ごみ処理、 エネルギー

### ④ 人と人とのつながり

- コミュニティのさらなる充実のためのコミュニケーションの活性化
- 学びのまちづくり ～恵庭愛の醸成～
- 三世代や老若男女が和気あいあいと活発に交流できるまちづくり
- 子どもを産み、育てたいと思えるまちづくり

**【キーワード】**

つながり、 子育て、 多世代交流、 ふれあい、 ふるさと、 市民活動、 地域活動

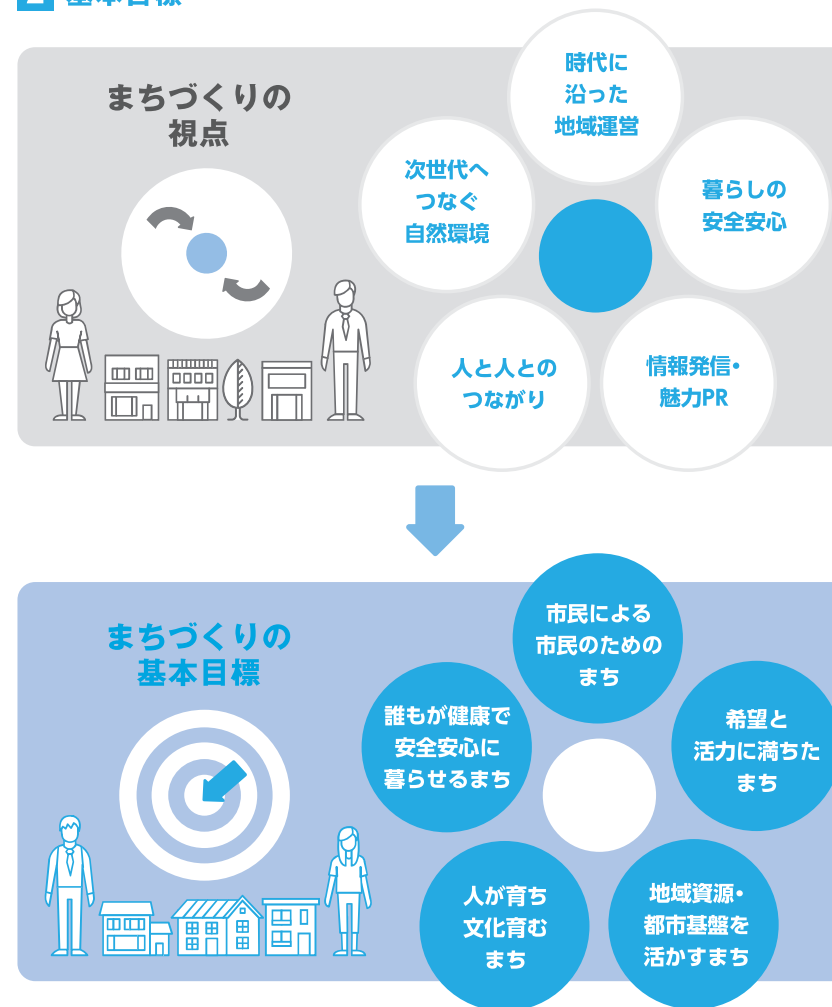
### ⑤ 情報発信・魅力PR

- ブランド戦略(住み良さ実感) ～移住を促す環境づくり～
- ブランド戦略(ライフスタイルから観光へ) ～市民を動かす取り組みで市民力を爆発～
- 恵庭らしさを活かした魅力あるまちづくり

**【キーワード】**

観光、 PR、 移住・定住、 若者、 利便性、 住み良さ、 産業振興、 雇用確保、 空き家利用

## 2 基本目標



重点的な取り組み以外にも、活力ある恵庭のまちを実現するためには、様々な視点からの取り組みが必要です。

第5期恵庭市総合計画では、5つの基本目標に分類し、本市の様々な施策に取り組みます。

## I 市民による市民のためのまち

恵庭市まちづくり基本条例が施行(平成26年1月1日)され、市民と行政の協働によるまちづくりを進めています。条例に対する市民、市職員の理解を深め、条例を基本としたまちづくりや施策の推進が必要となっています。

特に、これからの人口減少社会においては、税収減による財政の縮小が見込まれ、行政主導の手法だけでは対応しきれなくなる場面が増えてくることが考えられます。行政は、経常収支の改善などの観点に立って、安定した財政運営、効率的な行政運営を行う必要があり、事務・事業のスリム化、地域課題に的確に対応するための体制づくりなど行政のあり方を変革し、市民の視点に立ったサービスを提供していくことが必要です。



また、真に市民の視点に立ったサービスを提供するためには、市民の協力が欠かせません。行政として、迅速、的確で、かつ様々な媒体を活用した効果的な情報発信により、市民が分かりやすい情報を得られるよう努めると共に、まちづくりにおいては、市民が自発的に行動する本市の地域性を活かしながら、市民と行政が共に考え、コミュニケーションを図り、「これからの時代に必要なもの」「これからの時代に必要だけれども市民間でもできること」「市民だからできること」を選択しながら、それぞれの能力を活かし、役割を分担して行動に移していく、市民による市民のためのまちをつくっていきます。

### 1 様々な担い手によるまちづくり

市民と行政が、それぞれの能力を活かし、役割を分担して課題の解決に取り組む「協働」によるまちづくりを推進していきます。

### 2 時代のニーズに沿った変革

「選択と集中」を軸として、多くの市民の声を聴き市民の意見を反映させながら効率的な行政運営を図っていきます。

### 3 ともに学びともに知る情報

市民と行政が情報を共有し、コミュニケーションを図ることによる開かれた行政運営の推進を図っていきます。

## II 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、自然の脅威を思い知らされた出来事でした。いつ、どこで、このような大災害が起こるかわからず、社会的に、万が一の事態に対する備えが必要であるという意識が高まっています。

例えば、本市の防災は、被害を最小化する「減災」の考え方を基本としています。予防対策、応急対策、復旧対策の効果的实践のため、防災体制の確立に向け自主防災組織の育成や要援護者の支援体制の確立など、地域防災力の向上が重要と考えます。

また、誰もが安心して暮らすためには防災はもちろんのこと医療や福祉、健康づくりなど元気に暮らせる環境整備が必要です。

このような安全安心に暮らせるまちを実現するため「地域力」の向上に向け、人材育成や包括的なネットワークづくり、情報提供などの啓発活動を行い、日常的に、自らを守る「自助」、近隣社会が助け合う「共助」、行政が力を発揮する「公助」による協働の仕組みづくりを推進し、市民同士、市民と行政が連携し合える、まちづくりを進めていきます。

### 4 災害に強い地域防災力

大規模災害に備えて平常時から市民の防災意識の高揚を図るとともに「自助・共助・公助」による協働の仕組みづくりの推進を図っていきます。

### 5 支えあう消防救急体制

市民との連携による消防救急体制の推進を図っていきます。

### 6 安全安心の日常生活

地域ぐるみで、事故・犯罪のない安全で安心して暮らせる明るいまちづくりをめざします。

### 7 助け合いのちを大切にすまち

市民一人ひとりのいのちや人権が尊重され、市民がお互いに助け合い住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

### 8 夢と健康を育むまち

恵庭市スポーツ振興まちづくり条例に基づき、夢を育みながら子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたって健康で元気に暮らせるまちの実現を図っていきます。

### 9 持続可能な地域医療・介護体制

誰もが安心して暮らせる地域を実現するため、市内医療機関や近隣市との連携により、安心して医療が受けられる救急医療体制を整備するとともに、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

### Ⅲ 希望と活力に満ちたまち

恵庭市民の「住みよさ」に対する満足度は、周辺他市町村よりも高く、多くの方が恵庭に愛着を持って生活していることがうかがえます。このような姿であり続けることは、市民がそのまま恵庭に住み続け、また、道内外の他地域に住んでいる方も、恵庭に来てみたい、住んでみたいと思うきっかけになりうると考えられます。

恵庭市ではこれまで、宅地開発とともに転入者が増え人口が増加してきました。

ただし、生活していくためには、仕事や日常的な買い物などが欠かせません。現在、市内では、農業や商工業など多様な産業の取組が展開され、地域経済の発展に大きく寄与しています。恵庭の各産業は、地理的・自然的条件を最大限に活かして事業活動が行われていますが、新たに事業展開を検討している事業者へのミスマッチや公共交通機関の不便さなどによる労働力の確保が厳しくなっているなどの課題があります。

また、観光産業は、その重要性がますます高まっており、本市を訪れる観光入込客数は平成18年度の「道と川の駅」「えこりん村」の開業を境に飛躍的に増加し、平成21年度以降は130万人前後の入込客数となっています。傾向としては、札幌市や新千歳空港への交通利便性や、市内宿泊施設の規模から、いわゆる「通過型」となっているため、滞在期間が短いことが課題となっています。今後さらなる地の利を生かした交流人口の増加や、市内周遊による滞在期間の長時間化を促進させるなど、地域経済の発展を促す具体的な取組が必要となっています。

そのため、行政と民間が協働の取組により、農業や商工業といった地域産業を振興し、いきいきと働きやすい環境を創出することが重要です。併せて、恵庭の観光資源を最大限に活かした観光産業の振興を図り、恵庭ならではの地域資源・都市基盤を活かすまちづくりを行います。

#### 10 いきいきと働きやすいまち

地域産業を振興し、就業の場の確保と所得の向上を図り、「若者が地域に残り、バランスのとれた定住人口が確保される」まちをめざします。

#### 11 恵まれた土地を生かした農林業

行政、農業者、農業関係機関等が連携し、都市近郊型農業をさらに持続発展させると共に、森林や農村地帯の環境保全を図っていきます。

#### 12 暮らしを支える商業

中小企業振興基本条例に基づき、各種事業の推進と、行政、農業者、市民が協力した地域循環型経済の実現を図っていきます。

#### 13 来てみたいまち 住んでみたいまち

花のまちや恵庭深谷など魅力ある観光資源の情報発信の強化などを図り、観光による交流人口の増大をめざします。恵庭市の魅力を情報発信し、移住・定住など、「来てみたい」「住んでみたい」まちづくりを推進します。

### Ⅳ 人が育ち文化育むまち

社会構造の変化や就労形態の多様化により、子育て世代にとって保育所や学童クラブなどの保育サービスの需要が高まっています。また、子ども達の中には、ヒューマン・コミュニケーション<sup>\*</sup>の力を育む体験の減少や、心の悩みの深刻化、いじめ問題や不登校・ひきこもり等の増加などの諸問題が生じています。更に障がい児に対するきめ細やかな支援を行う必要性が高まっているなど、多様なニーズに対応する体制充実と教育・保育環境の整備が必要となっています。

これまで恵庭で行ってきた、読書のまちづくり、コミュニティスクール、通学合宿、子ども会活動など、多岐にわたる事業については、今後も地域住民主体により幅広く展開していくことが重要と考えられます。

また、文化芸術活動においても、数多くの文化芸術団体の活動がありますが、新たな文化芸術活

動を創出するためには、団体同士の連携や国際交流などの異文化・多文化交流の促進や、次世代を担う人材の育成を含めた世代間交流が重要です。

そのため、少子高齢化、高度情報化、国際化や価値観の多様化する社会にあっては、自立心のある子どもたちを育成していくと共に、様々な市民が、価値観に応じて学習や文化活動に取り組めるような機会や環境を提供していくことが重要です。

世代を超え、互いの活動を認め合い、コミュニケーションや連携を図りながら、学校教育を含め、郷土芸能や郷土への愛着を育む「ふるさと教育」を推進します。また、市民の活動を通じて子どもたちをみんなで育成し、子どもたちの成長に生きがいを感じることができるような「二次的な広がり」を見せる、人が育ち文化育むまちをめざしていきます。

#### 14 地域で育む子育て環境

市民と行政、市民同士が積極的にコミュニケーションを図るとともに、子育て世代のニーズを把握し、地域に根ざした子育て環境の形成を図っていきます。

#### 15 心豊かな思いやりをもった子どもの育成

地域住民主体による実践を通じた青少年の健全育成と、指導者の育成や指導者間の連携の充実を図っていきます。

#### 16 子どもの自立成長を促す学校教育

少子高齢化、高度情報化、国際化や価値観の多様化する社会にあって、“自ら課題を見出し解決する力”、“社会、自然等と共に生きる力”、“生涯にわたって学び続ける力”を身に付け、自立心のある子どもの育成をめざします。

#### 17 手を取り合い 創造性を育む文化芸術

学びを通じた人のネットワークづくりや全市民が一体となった文化芸術の振興により、世代を超えたコミュニティづくりを図っていきます。

<sup>\*</sup>ヒューマン・コミュニケーション：子どもから大人まで年齢や職種を問わず人間関係を構築するため、お互いの考えや気持ちを理解しあう力を育むこと

## V 地域資源・都市基盤を活かすまち

恵庭は、恵庭岳や漁川などに代表される自然豊かな地域であり、良好な住環境にあります。また、恵庭地区・恵み野地区・烏松地区のそれぞれ特徴あるまちが一つになっており、今後もこの恵庭の魅力を維持していくことが重要です。

一方、これまで整備した都市基盤は老朽化し、その更新費用は財政を圧迫することが想定されますが、高齢化の進展により、生活利便機能を維持するため、地域の足の確保も必要不可欠です。

長期的な人口減少により市街地の空地や空家住宅が増加することが想定されるなど、急速な高齢化社会への対応が必要であり、今後は地域が主体となり地域のあり方を検討する必要があります。

特に、道路、上下水道、市営住宅などの維持管理

及び再整備に係る費用やバリアフリー化、除排雪等に要する費用が増加しており、また、市内公共交通ネットワークについても市民ニーズに応えると同時に効率的な運行形態が求められていることから、十分な検討が必要です。

また、自然環境を活かしたまちづくりには、緑地・景観等を維持保全する取組みや、ごみの減量化・リサイクル、地球温暖化防止、公害対策、エネルギー対策等、環境保全への取り組みが重要です。

恵庭の魅力的な自然環境・住環境を次世代へつなげていくためにも、生活のあり方を見直し、環境への意識を高めると共に適正な住環境整備を図り、希望と活力に満ちたまちをつくっていきます。

### 18 地域の特性を活かしたコンパクトなまちづくり

地域の特色を活かした市街地整備と、安全安心な都市機能の整備を推進します。

### 19 水と緑豊かな生活空間づくり

恵庭の恵まれた自然環境、水資源、景観を活かした生活環境整備と適正な維持管理を推進します。

### 20 安全で円滑な地域交通

少子高齢化・人口減少社会に対応した、利便性の高い道路整備、公共交通ネットワークの推進を図っていきます。

### 21 安定した水供給と持続的な下水処理

人口減少社会を見据え、事業の効率化を図りつつ、給排水の安定・向上をめざした施設整備を推進します。

### 22 住み続けたいまちづくり 住まいづくり

安全安心な住まい・魅力ある住環境の形成を図っていきます。

### 23 ごみの減量と適正な処理

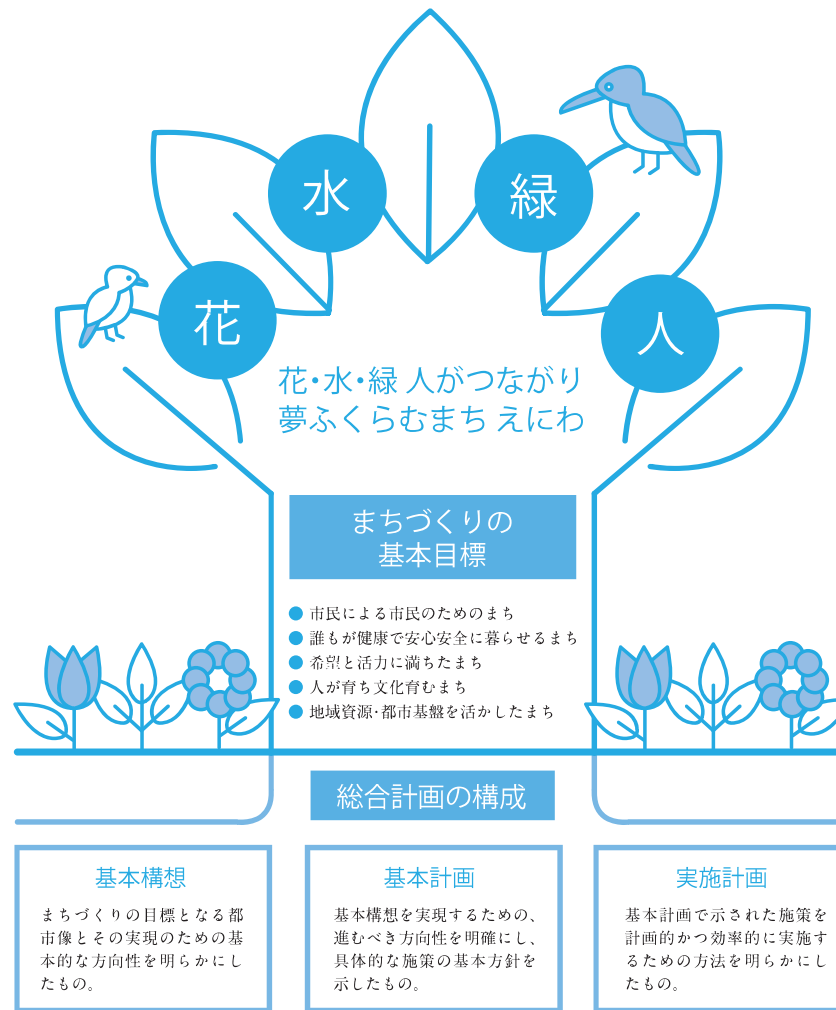
市民・事業者・行政の役割分担と協働により、ごみの減量化・リサイクル、適正な施設整備を進め、持続可能な循環型社会を形成します。

### 24 次世代へつなげる環境

市民・事業者・行政が一体となった、より良い環境を次世代に確実に引き継ぐ循環型社会の構築を図っていきます。

## 将来都市像

少子高齢化・人口減少からくるマイナスのイメージ・影響をのりこえ、活力ある将来都市恵庭を目指す。(将来都市像に込めた思い)



施策の体系

総合計画						総合戦略
将来都市像	まちづくりの視点	基本目標	目標		網羅される施策範囲	まちづくりの視点に基づく重点施策
<b>花・水・緑</b> <b>人がつながり</b> <b>夢ふくらむまち</b> <b>えにわ</b>	時代に合った地域運営 暮らしの安全安心 次世代へつなぐ自然環境 人と人とのつながり 情報発信・魅力PR	I 市民による市民のためのまち	1 様々な担い手によるまちづくり		協働・コミュニティ活動・多世代交流・地域活性化	人がつながり人口減少に負けない魅力あるまちづくり 
			2 時代のニーズに沿った変革		行財政・行政改革・広域行政	
			3 とともに学びともに知る情報		広報・広聴・情報発信・情報共有	
		II 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち	4 災害に強い地域防災力		防災	
			5 支えあう消防救急体制		消防救急	
			6 安全安心の日常生活		交通安全・防犯・消費生活	
			7 助け合いのちを大切にすまち		低所得者福祉・地域福祉・障がい福祉・高齢者福祉・男女共同参画	
			8 夢と健康を育むまち		保健・社会保険・スポーツ環境整備	
			9 持続可能な地域医療・介護体制		介護保険・高齢者福祉・医療	
	III 希望と活力に満ちたまち	10 いきいきと働きやすいまち		工業・労働・雇用創出・企業誘致		
		11 恵まれた土地を生かした農林業		農業・林業・漁業・農工商等連携・ブランド化・地産地消		
		12 暮らしを支える商業		商業・中小企業		
	IV 人が育ち文化育むまち	13 来てみたいまち 住んでみたいまち		移住・定住・観光・花のまちづくり・都市間交流		
		14 地域で育む子育て環境		子育て支援		
		15 心豊かな思いやりをもった子どもの育成		青少年教育		
		16 子どもの自立成長を促す学校教育		学校教育・高等教育機関		
		17 手を取り合い創造性を育む文化芸術		文化振興・文化財保護・図書館・生涯学習・文化施設・国際交流		
	V 地域資源・都市基盤を活かすまち	18 地域の特性を活かしたコンパクトなまちづくり		土地利用・駅周辺整備・ユニバーサルデザイン		
		19 水と緑豊かな生活空間づくり		公園緑地・河川・景観・墓園・基地対策事業		
		20 安全で円滑な地域交通		道路・公共交通		
		21 安定した水供給と持続的な下水処理		水道事業・下水道事業		
		22 住み続けたいまちづくり 住まいづくり		公営住宅・住居表示・案内標識		
		23 ごみの減量と適正な処理		ごみ処理		
		24 次世代へつなげる環境		環境保全・エネルギー資源		
						安全安心に住み続けたいまちづくり 
						恵庭らしさを活かした魅力あるまちづくり 
						希望を持って子育てしたいまちづくり 



02

後期基本計画  
策定にあたって

## 第1章 | 計画策定の背景と今後の方針

恵庭市は、地域全体の総合的發展を計画的に進めることを目的とした総合計画の策定について、地方自治法第2条第4項に基づき、昭和48年に第1期総合計画にあたる「恵庭市総合開発計画」を策定以降、10年毎に計画を策定してきましたが、平成23年には地方自治法の改正により総合計画の策定義務が廃止されました。そのため、現在の第5期総合計画は、平成25年度に制定したまちづくり基本条例に基づき市民、議会、行政が協働して策定した最初の総合計画であり、今回策定する後期基本計画は、元号が平成から令和に変わって最初の基本計画となります。

本市は、令和元年9月に人口7万人を突破し、日本国内でも数少ない人口増加している地方自治体ですが、同年に策定した恵庭市人口ビジョンでは令和2年度をピークに人口減少していくことを想定しており、本年3月に策定した第2期恵庭市総合戦略「ガーデンシティプラン」は、人口減少が急速に進む社会情勢においても高い持続性を確保するため、短・中期的な施策をまとめたものであることから、重点施策として後期基本計画にも位置付けて取り組む必要があります。

一方で、令和2年度に新型コロナウイルスの感染拡大により、わたしたちの生活様式が一変してから最初の基本計画であり、これからは、新北海道スタイルの実践によりライフスタイルやビジネススタイルを変革し、感染リスク低減と経済活動との両立に取り組んでいかなければなりません。

本市は、令和2年11月1日に市制施行50周年を迎えました。また、同年11月11日には道と川の駅「花ロードえにわ」に、花観光だけでなく市民や花関係団体の活動の拠点となる花の拠点(愛称:はなふる)が完成し、令和4年度には北海道との共催により全国都市緑化北海道フェアの開催を計画しています。

これを一つの契機に、市内のJR駅を中心に複合施設を整備し、「歩いて暮らせるまちづくり」をコンセプトにしたコンパクトで質の高い住環境を整えるほか、市街地に隣接する工業団地を中心とする利便性の高い職場環境づくり、花やガーデニングのまちのイメージや食などの地域資源を活かしたガーデンツーリズム等の観光機能の更なる強化による交流人口・関係人口の増加、さらには、防災、景観、環境、健康機能を付加した、居心地の良い生活空間づくりを進め、「住みやすいまち、暮らしやすいまち」であるガーデンシティをめざしていきます。

我が国の少子高齢化による人口減少と世界的な新型コロナウイルス感染拡大などにより、これまでに誰も経験したことがない国際的・社会的・経済的な変化を迎えますが、第5期総合計画の基本構想で掲げた将来のめざすまちの姿である「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」の実現に向けて、後期基本計画を策定し、引き続き市民とともにまちづくりに取り組んで参ります。



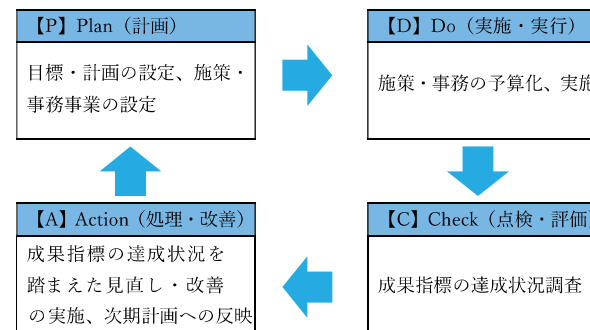
## 第2章 | 計画の進行管理

第5期総合計画は、PDCAサイクルに基づく基本計画の進行管理を実施するため、24の目標毎に「成果指標」を新たに設定し、総合計画審議会や庁内検討組織である策定委員会、幹事会において実施計画の施策や事務事業の進捗管理と併せて取組内容について検証・見直しをすることで計画の実効性を高め、効率的に推進していくこととしています。

後期基本計画では、前期基本計画で設定した成果指標の達成状況の検証結果を踏まえて見直すことにより、計画の着実な推進を図るとともに、社会情勢の変化により変更を要する場合やより具体性のある指標により目標達成に資する場合には指標の変更を行います。

また、後期基本計画についてはPDCAサイクルに基づき、中間年である令和5年度には、第3次実施計画の施策や事業の進捗状況を評価し、その結果を踏まえて第4次実施計画(計画期間:令和6・7年度)を策定します。

令和7年度には、第4次実施計画の進捗状況を把握し、後期基本計画の成果指標の達成状況を検証し、次期総合計画を策定します。



## 第3章 | 後期基本計画の新たな視点と施策

### 1 防災・減災、国土の強靱化

我が国では、大規模災害により被害もたらされるたびに、災害から得られた教訓を踏まえて復旧・復興を繰り返してきました。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対しインフラ整備中心の防災対策では限界があることが明らかになり、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、今後の大規模自然災害に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが整備されてきました。

これまでの防災計画は、地震や洪水などの特定したリスクに対する対応をまとめたものですが、国土強靱化計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、災害が発生しても迅速に救助・救急、医療活動が行われるだけでなく、経済活動の機能不全の回避、必要不可欠な行政機能・情報通信機能の確保、ライフラインや交通ネットワーク等の早期復旧なども想定し、最悪の事態を起こさない強靱な仕組みづくり・地域づくりを平時から持続的に展開していこうとするものです。

本市においては、最大震度6強の地震発生が想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが重要となっていることから、「恵庭市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災の取組を強化してきました。

令和2年度には、本市も国及び北海道全体と連携した国土の強靱化により、今後想定される大規模自然災害から市民の生命及び財産を守り、持続的な成長を実現するため、分野別計画を重点的かつ分野横断的に連携させ、長期的な視点に立って一体的に推進する「恵庭市強靱化計画」を策定します。

そのため、総合計画では、各目標の取組に対し、関連のある施策や事業について、基本計画に位置付けることにより、総合計画と市強靱化計画との関係を整理しました。



### 2 SDGs（持続可能な開発目標）・Society5.0の推進

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された、先進国・途上国も含めた2030年までの長期的な開発指針であり、国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現に向けて、経済、社会及び環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

我が国においては、平成28年5月にSDGs推進本部（本部長：内閣総理大臣）を設置し、翌年度に定めたアクションプランでは、日本版SDGsモデルの取組の1つとして『SDGsと連動するSociety5.0の推進』を打ち出し、IoT(Internet of Things)や人工知能(AI)、社会の変革(イノベーション)を活用した医療、福祉、教育など社会全体の未来技術の導入を推進することをめざしています。

本市の総合計画がめざす将来都市像やまちづくりの基本目標、そして各施策の方向性は、国との規模や程度とは異なるものの、SDGsの理念に重なりと考えており、総合計画を推進することが、SDGs達成に向けた取組を推進することにつながると考えております。

そのため、後期基本計画の各目標の取組に対し、関連するSDGsの17の目標を位置付けることにより、総合計画とSDGsとの関係を整理しました。





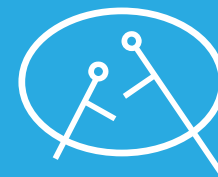
### 3 恵庭子ども未来議会～未来に向けた提言～

昭和45年の市制施行からこれまで多くの市民の力により、魅力ある恵庭が形づくられてきました。令和2年には市制施行50周年を迎え、記念事業の一環として、恵庭の更なる発展の原動力となる子どもたちに、将来の恵庭のまちづくりを考えていただくため、恵庭子ども未来議会が開催されています。

市内の中学校5校から選出された恵庭子ども未来議員(15名)は、各学校でのまちづくりに関する意見を集約し、市議会議場にて市長及び教育長に対し一般質問を行うとともに、魅力あるまちづくり、地域の活性化について、子どもたちの声を今後のまちづくりへの「未来提言書」として提出しました。

急激な社会変化に迅速、柔軟な対応が求められる中、10年先、50年先の未来を見据え、持続的で輝きあるまちづくりを進めていくため、これからの時代を担う子どもたちによる恵庭子ども未来議会での「未来提言書」を踏まえ、後期基本計画の策定に取り組みました。

今後5年間の事業の推進にあたっては、恵庭子ども未来議会を一つの契機に、改めて市民との協働によるまちづくりの推進を進めていきます。



# 03

## 後期基本計画

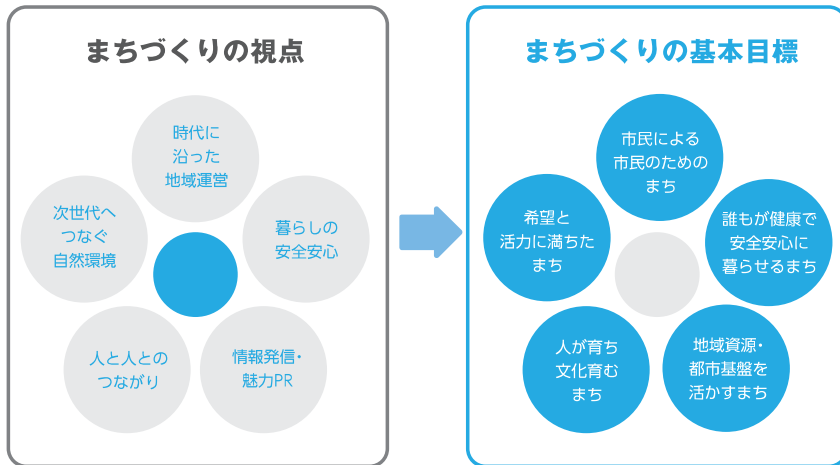
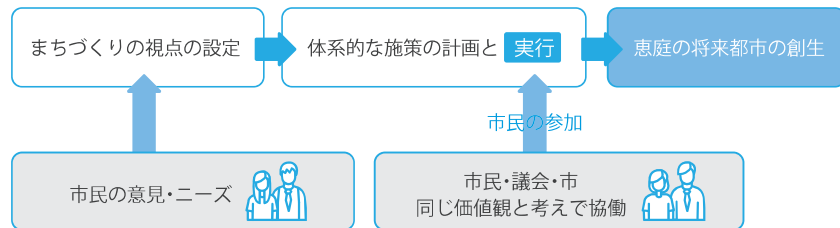
## 重点施策

### まちづくりの視点

社会環境や行財政が厳しさを増す中、将来都市像の実現のためには、体系的な施策の取組みが重要になるとともに、市民、議会及び市が同じ価値観を持ち、考え、行動することが重要になります。

そこで、前期基本計画では、計画策定において開催した市民との各種意見交換の内容を踏まえ、まちづくりの視点を設定しました。

市民、議会及び市が共有する同じ価値観として、次に示すまちづくりの視点に基づいて、各種取組みを行っていきます。



### まちづくりの視点に基づく重点施策〈総合戦略〉

#### 重点的な取組みの方向性



まちづくりの視点に基づく、第5期恵庭市総合計画における重点施策は、以下の20施策です。

これらは、まちづくりの視点に則り、分野を超え横断的に、市民、議会及び市が一体となって取り組むべき施策として位置づけ、別途恵庭市総合戦略として横断的に推進して参ります。

### 重点施策 20

- 1 多世代交流の推進
- 2 広域化による機能維持・増進
- 3 駅周辺の賑わいづくり
- 4 公共施設マネジメント
- 5 PPP・PFIの推進
- 6 暮らしの情報発信・充実
- 7 住宅政策の推進
- 8 健康・長寿の推進
- 9 防災環境の充実
- 10 地域資源活用観光振興
- 11 地域産業活性化
- 12 産業連関表を活用した地域経済活性化
- 13 地域エネルギー有効活用
- 14 就労促進
- 15 中小企業支援事業・起業家支援
- 16 移住定住促進
- 17 高等教育機関等と連携した若者定着と知の拠点づくり
- 18 個々人の希望をかなえる少子化対策推進事業
- 19 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
- 20 教育環境の充実、学力向上

## 基本目標 I | 市民による市民のためのまち

### 01 | 様々な担い手によるまちづくり



#### 施策範囲 協働・コミュニティ活動・多世代交流・地域活性化

#### 現状と課題

- 恵庭市まちづくり基本条例が制定(平成26年1月1日)され、市民と行政の協働によるまちづくりが期待されます。平成30年度には市民検討委員会により検証が行われ、引き続き努力を積み重ねる必要があるものの、条例の精神が着実に浸透していると評価されました。しかし、まだ市民には広く認知されていない状況です。こうした中、同条例の市民周知、市職員への周知活動を実施し、理解を深めることにより同条例を基本としてまちづくりを進めるという意識付けの徹底と条例に基づいた施策の更なる推進が必要となっています。
- 町内会・自治会は地域にもっとも身近な市民活動組織であり、様々な公共的な問題への対応と自主的な活動を通じ地域づくりを行ってききましたが、近年、加入率の低下、役員の担い手不足、町内会活動に対する住民の関心の低さ、他団体との連携不足が課題となっています。町内会単位で、自主防災組織の設立が進んでいるところですが、今後も防災力の向上、防災意識のさらなる高揚が必要です。また、NPOは財政基盤の脆弱性や、組織運営の強化が課題となっています。
- 今後、市民参加や協働意識を高めるため、非営利で公益的な社会貢献活動を行う町内会や市民活動団体等に対し支援を継続するとともに、市民活動の総合的な支援窓口及び市民活動センター(※1)を町内会やNPO、サークルなどの市民活動団体の活動拠点「複合施設緑と語らいの広場えにあす(※2)」内に設置しましたが、引き続き、市民参加・協働手法の研究・検討を行う必要があります。
- 人間関係や地域のつながりの希薄化が進む中で、子どもから高齢者まで新たな地域のつながりを創出できるよう、施設機能を複合化した生涯学習施設かしのもりが平成28年にオープンし、地域住民で構成される運営協議会により、運営方針や実施事業等を協議・検討しています。施設を活用した人と人とのつながりづくりを継続的に支援していく必要があります。

#### 基本方針

- 恵庭市まちづくり基本条例を基本とし、市民と行政が、それぞれの能力を生かし、役割を分担して課題の解決に取り組む「協働」のまちづくりを推進します。
- そのために、行政は、地方分権の流れを汲みとり、地域特性を活かした施策を展開し、また、恵庭市まちづくり基本条例で重要事項と定めた、地域コミュニティの果たす役割や、町内会・自治会の主体的な活動を尊重し、より活発な活動が展開できる環境づくりや積極的な支援を行っていきます。

※1 市民活動センター:新たな時代に対応する市民活動への理解と更なる活動を促すための市民活動の拠点。平成27年4月1日オープン、運営は恵庭市市民活動センター運営協議会による。

※2 緑と語らいの広場えにあす:駅前通りにフィットネスクラブ、コンビニ、図書館、公共機関が入る複合施設を設置し、訪れる方、集う方への居心地のいい場の提供及び市民活動団体の活動拠点として活用。平成30年4月オープン、管理は平成31年4月より「特定非営利活動法人恵庭市市民活動センター運営協議会」に委託。

#### 後期計画の重点施策

- 01-1 まちづくり基本条例に基づく市民との協働の推進
- 01-2 地域コミュニティ活動・多世代交流の推進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
まちづくり基本条例の認知度(市民アンケート)	55%	47%	▲
緑と語らいの広場えにあすの利用者数	—	591,974人	▲
NPO法人登録数	12件	17件	▲

#### 持続的なまちづくりの取組み

- 市民との協働に向けた、まちづくり基本条例の周知活動、条例の見直し検討、進捗状況の調査、行政評価の実施
- コミュニティ活動及び多世代交流の促進に向けた、地域コミュニティ活動に対する支援拡大、地域コミュニティ施設の有効活用
- 地域活性化に向けた、NPO法人や市民活動団体の設立及び運営支援、団体間連携の推進、市民活動団体の活動情報の収集と発信
- 役員の高齢化、担い手不足や加入率の低下など町内会、自治会が抱える課題の解決に向けた支援及び地域に根差した活性化策を講じていくための、地域担当制の推進
- 広域的な地域活性化に向けた、近隣市町村等との連携によるまちづくり

#### わたしたちができること

- まちづくり基本条例に対する理解
- 市民活動や地域との関わりへの意識向上や参加
- 自主防災組織
- 住民同士の交流の場づくり
- 見守り
- 市民活動団体と行政との協働による、組織強化や地域活動の活発化
- 町内会、自治会が抱える役員の高齢化、担い手不足や加入率の低下等の課題解決に向けた町内会連合会との連携強化

#### 個別計画

恵庭市地域会館改修計画

## 基本目標 I | 市民による市民のためのまち

### 02 | 時代のニーズに沿った変革

**施策範囲** 行財政・行政改革・広域行政

**現状と課題**

- 生産年齢人口の減少、社会保障関係経費の増加などから、市の財政状況は厳しさを増していくことが予想されます。また持続可能なまちづくりには、自然災害や感染症に備える新たな生活様式や働き方への転換が必要です。
- そのため、経常収支の改善などの観点に立って、安定した財政運営を行うため、効率的な行政運営を行う必要があります。
- また、公共施設についても、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新・統廃合などを計画的に行うことにより、公共施設総量抑制や適正配置を推進し、将来の財政負担の軽減を図る必要があります。
- このことから、限られた資源を有効活用するため、事業の「選択と集中」を軸として、市民ニーズや時代の変化に対応する「意思決定システム」と「評価システム」を構築するとともに、市民の行政への積極的な参加を促し意見を反映していく必要があります。
- ICTの活用、行政評価による事務・事業のスリム化、地域課題に的確に対応できる職員の育成に努めるなど行政のあり方を変革するとともに民間活力の活用も含めて、市民の視点に立ったサービスを提供していくことが必要です。
- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築をめざすため、マイナンバーカードを基盤とした行政サービスの変革を図る必要があります。

**基本方針**

- 限られた資源のなかで効率的な行政運営を行うため、「選択と集中」を軸として、効率的な行政運営を図ります。
- 自然災害や感染症の拡大など社会環境の変化に臨機応変に対応し、持続可能なまちづくりの実現を図ります。
- 市民の声を政策の決定や予算に反映させる仕組みづくりや、市民にわかりやすい事務事業評価の公表と事務改善につなげる仕組みづくりをめざします。
- 地域の課題を自ら見つけ自律的に解決する地方自治体職員の育成をめざします。
- 市民のための行政手続き簡素化と行政事務の効率化のためマイナンバーカードの普及とオンライン活用の充実を図ります。

【SDGS・17の関連目標】



**後期計画の重点施策**

- 02-1 事務事業の効率化と効果的な行政組織体制の構築
- 02-2 行政運営における市民意見の反映と「財政運営の基本指針」に基づく安定的な財政運営の確立
- 02-3 公共施設の適正配置による機能面の充実
- 02-4 マイナンバーカードの積極的な申請支援と円滑な交付

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
公共施設の維持管理コスト	34億7,688万円	27億8,482万円	➡
市民の声を政策の決定や予算に反映させる仕組みがあることを知っている市民の割合(市民アンケート)	49%	44%	➡
財政調整基金残高の維持(標準財政規模の5%以上)	11.63%	12.38%	➡
マイナンバーカード交付率	—	18%	➡

**持続的なまちづくりの取組み**

- 安定的な財政運営に向けた、行政評価を効果的に活用した事務事業の見直し
- 社会環境の変化に応じた新しいまちづくりの検討
- 行政改革に向けた、全庁で利用している各種システムの有効活用
- 人事評価制度を活用した人材などの有効活用による、効果的・効率的な行政運営
- 地方公共団体間での連携による行政サービスの効率化
- 行政評価マニュアルに基づく市民参加手法を積極的に活用した政策形成の実施
- 行政内部における情報共有
- 市民の利便性向上のための窓口のワンストップ化に向けた検討継続
- マイナンバーカードを基盤とした公平で効率的な行政の構築

**わたしたちができること**

- 行政への関心と積極的な提言及び各計画策定への参画
- 社会情勢を踏まえた公共施設のあり方や受益者負担に対する理解
- 市税や使用料、負担金等の納期限内納入
- マイナンバーカードの取得

**個別計画**

- 人事制度基本計画 / 定員管理計画 / 人材育成基本方針 / 特定事業主行動計画 / 恵庭市財政運営の基本指針 / 恵庭市財政収支見通し / 行政改革推進計画 / 公共施設等総合管理計画 / 個別施設計画 / マイナンバーカード交付円滑化計画

## 基本目標 I | 市民による市民のためのまち

### 03 | とともに学びともに知る情報

施策範囲 広報・広聴・情報発信・情報共有



現状と課題

- 広報えにわの月1回の発行や、市ホームページにおける内容の充実化とタイムリーな情報発信に取り組むとともに、地域コミュニティFM放送の活用、市勢要覧や記念誌、各種パンフレット類の制作や、出前講座の運営を行っています。その他、広聴として、市民の広場、ひとことポスト、市長へのまちづくり提言、パブリックコメントなどを実施しています。こういった情報発信について、情報量増加、充実化、情報媒体の多様化、市民参加の取組みが課題となっています。
- 今後、より加速すると考えられる市民ニーズの多様化に対応するため、迅速で的確な情報発信とともに、様々な媒体を活用した効果的な情報発信が求められます。継続的な公文書の公開制度による情報提供をはじめ、広報誌、各種パンフレット、市ホームページ等による情報発信を行い、市民がわかりやすい情報を得られるよう努める必要があります。
- 少子高齢化・人口減少の社会において、地方創生の推進を図るためには、観光で恵庭市を訪れる「交流人口」だけでなく、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」に着目した施策の推進が重要とされています。恵庭市を道内外に向けて宣伝し、恵庭市の知名度を上げる必要があります。

【SDGS・17の関連目標】



基本方針

- 開かれた行政を推進し市民と行政との協働のまちづくりを実現するため、市民とのコミュニケーションの充実を重要な柱と位置づけ、市民と行政が役割と責任を自覚し、お互いに情報を共有しながらまちづくりを行うことを推進します。
- 透明性の高い開かれた行政運営に努めていくとともに、行政への関心と参画意欲の向上につなげることをめざし、市民ニーズを的確に捉え、様々な媒体を活用しながら、情報公開制度の推進や広報えにわ・市ホームページによる情報発信を積極的に行い、市民に役立つ情報を迅速かつわかりやすく発信することに努めます。

後期計画の重点施策

- 03-1 市民と行政との情報共有の推進
- 03-2 開かれた行政運営の推進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
市ホームページをわかりやすいと感じている市民の割合(市民アンケート)	41%	40%	➡
透明性の高い行政運営を実施していると感じている市民の割合(市民アンケート)	39%	39%	➡

持続的なまちづくりの取組み

- 効果的な広報・広聴・情報発信に向けた、情報発信のあり方や広報媒体の検討
- 積極的な行政情報の発信
- 情報公開制度を通しての情報発信

わたしたちができること

- 市民と行政の協働参加による情報発信と、市民同士、市民と行政との情報共有
- 市民と行政との情報共有に資する情報公開制度の活用
- 行政に対する意識向上や積極的な関わり

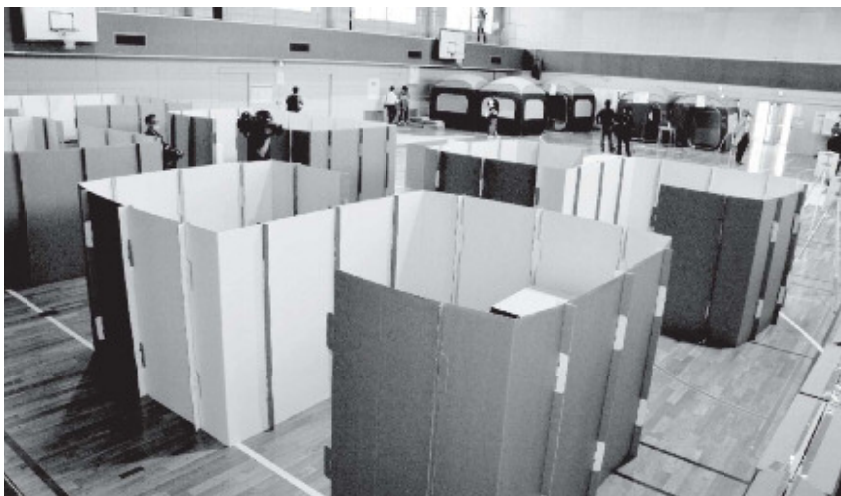
個別計画

恵庭市版シティセールスプラン

## 基本目標Ⅱ | 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

### 04 | 災害に強い地域防災力

施策範囲 防災



**現状と課題**

- 恵庭市地域防災計画は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、様々な対策を組み合わせて各種災害に備えることとしています。
- 大規模災害に備え、予防対策、応急対策、復旧対策の効果的実践のための防災体制確立と自主防災組織育成や要援護者の支援体制の普及など、地域防災力の向上を図ることが必要です。
- 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき国を挙げて国土強靱化に取り組む中、恵庭市において国土強靱化に資する各種の施策を総合的かつ長期的な展望に立って計画的に推進する必要があります。
- 恵庭市耐震改修促進計画では、住宅の耐震化を目標に設定しており、恵庭市強靱化計画との整合性を図りながら、耐震化の向上を推進することが必要です。

【SDGS・17の関連目標】



**基本方針**

- 大規模災害に備えて平常時から市民の防災意識の高揚を図るとともに「自助・共助・公助」による協働の仕組みづくりの推進を図ります。
- 恵庭市の強靱化を推進するため、大規模自然災害への対応を見据えつつ、平時から産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野において、横断的に機能の強化を図ります。
- 恵庭市耐震改修促進計画を見直し、住宅耐震化に向け、助成制度を活用した改修促進に努めます。

**後期計画の重点施策**

- 04-1 防災意識の普及、推進
- 04-2 防災情報の的確な発信
- 04-3 国土強靱化の推進
- 04-4 耐震改修の推進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
避難場所の認知度(市民アンケート)	75%	77%	▲
自主防災組織数	21団体	40団体	▲

**持続的なまちづくりの取組み**

- 防災体制の構築に向けた、自主防災組織の新規設置の推進や、既存組織の活動の充実に向けた支援
- 災害用物資備蓄、関係機関や関係団体、民間事業者との防災協定、避難行動要支援者等に関する各種防災事業の推進
- 住宅耐震改修の促進に向けた周知活動

**わたしたちができること**

- 平時からの防災意識の向上
- 自主防災組織の設置と参加
- 住宅耐震改修の促進

**個別計画**

恵庭市地域防災計画 / 恵庭市水防計画 / 恵庭市国民保護計画 / 防災ガイドブック / 恵庭市災害用物資備蓄計画 / 恵庭市強靱化計画 / 恵庭市耐震改修促進計画

## 基本目標Ⅱ | 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

### 05 | 支えあう消防救急体制

施策範囲 消防救急



**現状と課題**

- 近年、激甚化する自然災害が多発しています。それらの災害に対応可能な消防防災体制の整備が急務であり、消防施設、車両、資器材は、それぞれの更新基準に基づき、計画的に更新し、充実、強化することが必要です。
- 地域防災力の中核的存在として消防団の果たす役割はますます大きくなっていきますが、団員数は高齢化等のため減少傾向にあり、団員の確保と活性化が課題となっています。
- 救急業務に対するニーズが増加及び高度化していることから、救命率の向上や医療機関との連携、救急車両等の整備、人材の育成など総合的な救急救命体制の充実強化と継続した救急車の適正利用について理解が必要です。
- 市内における建物火災は毎年発生しており、痛ましい事故もおきています。住宅用火災警報器の設置など火災予防に対する防火安全対策について意識の向上が求められています。

【SDGS・17の関連目標】



**基本方針**

- 高齢者をはじめとする市民や事業所等の防火安全対策を推進するため、講習会や広報活動による啓発の強化に取り組みます。また、これらの啓発活動に不可欠な消防団の充実と活性化を図ります。
- 消防防災活動の拠点として様々な災害への的確な対応と消防防災体制の整備を推進していくために、組織体制の充実・強化ならびに老朽化した施設、車両、資器材の更新と整備を図ります。
- AED設置普及活動を推進し、救命率の向上を図るため、市民に対し感染症対策を踏まえ新しい生活様式に則った救命講習会の受講を積極的に促すことにより、バイスタンダー（その場に居合わせた人）の育成を促進します。また、継続して救急車の適正利用について普及広報を行います。

**後期計画の重点施策**

- 05-1 消防防災体制の充実・強化
- 05-2 防火安全対策の推進
- 05-3 応急手当普及啓発活動の推進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
消火器、AEDの使用方法をともに知っている市民の割合(市民アンケート)	43%	44%	▲
救急講習受講者数(累計)	—	37,169人	▲

**持続的なまちづくりの取組み**

- 先進的な消防防災活動及び消防力の充実、強化と消防団の活性化
- 火災予防運動などの防火広報活動の推進
- 総合的な救急救命体制の維持と医療機関などとの連携

**わたしたちができること**

- 火災予防意識の向上
- 住宅用火災警報器の設置と維持管理
- 救命講習会への参加と救急車の適正利用

**個別計画**

恵庭市消防基本計画 / 消防団ビジョン / 恵庭市消防計画 / 消防施設設備等整備計画 / 消防用防火衣更新整備計画 / 恵庭市消防団装備資器材整備計画 / 消防資器材整備計画 / 消防水利計画 / 査察計画 / 応急手当推進計画 / 救急資器材等維持管理計画

## 基本目標Ⅱ | 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

### 06 | 安全安心の日常生活

施策範囲 交通安全・防犯・消費生活



#### 現状と課題

- 交通事故の発生件数は近年減少傾向にありますが、高齢者人口の増加に伴い高齢者ドライバーの事故が増加しています。今後もより安全安心な生活環境とするため、道路改良や公安委員会が所管する交通安全施設の整備、交通弱者への安全確保等が課題となっています。
- 住民同士のつながりが強い地域は、犯罪が起こりにくいと言われていたことから、地域ぐるみの防犯意識の高揚と体制の強化が課題となっています。
- 特殊詐欺や悪質商法等の消費者被害を未然に防ぐため、消費者協会や消費生活センターと連携して必要な知識や情報の普及啓発を行うとともに、利用の啓発と体制の充実が必要となっています。

【SDGS・17の関連目標】

#### 基本方針

■ 地域ぐるみで、交通事故・犯罪のない安全で安心して暮らせる明るいまちづくりをめざし、消費生活知識の普及啓発や、消費者被害の防止に向けた相談体制の充実をより一層推進します。

#### 後期計画の重点施策

- 06-1 交通安全・防犯活動の推進
- 06-2 消費生活相談事業の推進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
消費生活相談の利用件数	338件	405件	➡
登校児童街頭指導参加者数	170人	182人	➡

#### 持続的なまちづくりの取組み

- 交通安全に関する、関係機関・団体・市民及び交通安全指導員と連携した啓発活動や、公安委員会所管の交通安全施設設置要望の継続
- 防犯に関する、市民・事業者・行政、関係機関の連携による地域単位などでの自主防犯活動の推進
- 警察署誘致活動や地域安全ニュース発行の継続
- 消費生活に関する、消費生活知識の普及啓発、相談窓口の設置及び情報提供
- 防犯灯の適正な管理

#### わたしたちができること

- 地域・職域・学校・個人レベルでの交通安全・防犯活動への積極的な参加
- 消費者意識の向上やそのための消費生活相談の積極的な利用

#### 個別計画

恵庭市交通安全計画 / 恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画 / 恵庭市消費者行政活性化事業



## 基本目標Ⅱ | 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

### 07 | 助け合いのちを大切にすま

施策範囲 低所得者福祉・地域福祉・障がい福祉・高齢者福祉・男女共同参画



現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の急速な進行により、かつての伝統的な地域コミュニケーションで培われてきたお互いの助け合い精神が薄れ、人と人とのつながりが希薄となってきています。また、社会情勢の変化に伴い、働く女性が増加しており、働く女性の社会的環境の整備等が求められています。
- 市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし、主体的に社会参加できる地域コミュニティの構築を実現するためには、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう地域社会を実現することが重要です。
- 恵庭市ではこれまで、「恵庭市地域福祉計画」や「恵庭市男女が平等に暮らすために共に歩む条例」(平成15年制定)、「恵庭市手話言語条例」(令和元年制定)に基づき、市民一人ひとりが尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の形成に努めてきました。
- 今後も、より積極的に、障がいのある人や生活困窮世帯、高齢者、男女共同参画に対し理解を深め、支援、意識啓発、活動推進、人材育成、ネットワークづくりを進めていくことが必要です。

基本方針

- 市民一人ひとりの人権が尊重され住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、市民一人ひとりが人権尊重についての理解を深め、自立した生活ができるように支援を推進していきます。



後期計画の  
重点施策

- 07-1 発達に心配のあるまたは障がいのある子どもの早期発見、早期支援及び地域支援の推進
- 07-2 自立支援事業の推進
- 07-3 男女がともに安心して暮らせるまちづくりの推進

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
障がいのある人が日常生活上の困りごとを感じていると思う市民の割合(市民アンケート)	88%	88%	➡
市と住民が一体となり協力したまちぐるみの福祉ができていると思う市民の割合(市民アンケート)	41%	49%	➡
市民の男女共同参画社会に対する取り組みの認知度(市民アンケート)	44%	44%	➡

持続的な  
まちづくりの  
取り組み

- 低所得者や障がい者に対する福祉としての各種自立支援事業と相談事業の継続や社会参加促進
- 関係団体との連携強化による地域福祉の担い手育成
- 各種福祉サービスの適正実施の推進
- 人権擁護啓発や虐待防止、性差や暴力等の多様な問題に対応する相談窓口の設置
- 男女共同参画社会の実現に向けた、雇用・労働や保健・福祉、生涯教育に関する計画や施策との連携、事業の啓発、参画の推進

わたしたちが  
できること

- 地域福祉に対する理解と市民活動への参加による、人と人が支えあう地域コミュニティの醸成
- 地域における福祉サービスの適切な利用
- 家庭・職場・学校・地域等あらゆる分野での男女共同参画を推進すること
- 高齢者の生きがいづくり、社会参加促進

個別計画

- 恵庭市地域福祉計画 / えにわ障がい福祉プラン /
- 恵庭市男女共同参画基本計画 / えにわっ☆すこやかプラン /
- 恵庭市高齢者保健福祉計画

## 基本目標Ⅱ | 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

### 08 | 夢と健康を育むまち

**施策範囲** 保健・社会保険・スポーツ環境整備

**現状と課題**

- いつまでも心身ともに健康で過ごすためには、自らの健康づくりに対する関心を高めるとともに、疾病の早期発見・発症予防・重症化予防が不可欠となっています。
- 健康づくりや新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策に関する情報提供を積極的に行うとともに、健康寿命延伸のための計画策定や事業の推進、啓発活動を積極的に行う必要があります。
- 一方、後期高齢者医療制度被保険者と国民健康保険被保険者の保健事業および介護予防は制度が異なることから、それぞれが個別に行われており、継続的かつ一体的に行われていないという課題があります。
- 生涯を通して健康な生活を維持していくには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、つくる」自覚を持つことから始まるものであるため、適切な食習慣など健康に対する意識の向上と生活習慣の改善など具体的な行動に移していくことが肝要です。
- 年齢や体力に関係なく気軽に行なえるスポーツや運動を普及するとともに、競技スポーツにおいても、スポーツ団体の育成やトップレベルの大会の開催を支援しています。ただし、競技スポーツにおいては、競技専門の指導者はまだ少なく、また、少子化による団体スポーツの活動縮小が懸念されています。
- 更には、スポーツ施設の維持補修、修繕に要する経費は年々増加傾向にあり、利用者の安全に関わる修繕を最優先に実施し、計画的修繕を行っているところです。

**基本方針**

- 子どもから高齢者まで日々健やかに暮らせるまちの実現を図り、ライフステージに合わせた健康づくりや生活習慣病の予防・改善、新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策に努め、予防接種や検診事業などの支援を推進するとともに情報提供の場の充実を行います。
- 市民の運動やスポーツ活動は、健康の維持及び増進並びに地域コミュニティづくりなど、多様な効果を生み出すことから、誰もが生涯にわたって健康で元気に暮らせる「夢と健康を育むスポーツ都市」の実現をめざします。

**後期計画の重点施策**

- 08-1 第2次健康づくり計画、第3次食育推進計画、自殺対策計画に基づく事業実施
- 08-2 予防接種・健康診査・がん検診の推進
- 08-3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
- 08-4 生涯を通じてスポーツに関わり心身ともに健康になれる環境



成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
自分が健康だと感じている市民の割合 (市民アンケート)	78%	80%	➡
この一年で運動やスポーツを 週3日以上実施している市民の割合 (市民アンケート)	30%	34%	➡

**持続的なまちづくりの取組み**

- 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の持続的運営
- 子どもから高齢者まで、各段階での保健事業の実施と、関係機関との連携
- 健康づくりに向けた、普及啓発事業、健(検)診の実施、各種健康づくりに関する相談、訪問等保健指導などの実施
- スポーツ普及事業の継続・拡充や総合型地域スポーツクラブの創設支援・活動支援
- 子どもや家族に向けた、健康増進のための情報提供や保健事業の実施
- スポーツ関係団体の育成支援並びに各団体の連携による事業の開発やスポーツ指導者の養成
- 全道・全国大会等の開催支援
- 競技者への支援・表彰の継続と、市内トップアスリートによる競技力向上事業の拡充
- スポーツ施設の利用形態や多目的利用についての検討

**わたしたちができること**

- 自主的な心と体の健康づくりと予防対策
- 家庭における運動機会の拡充・習慣化
- 地域・学校内活動においてのスポーツ有資格指導者の積極的活用や、学区地域を越えた少年団等のチーム編成
- 各市民関係団体による普及事業の継続やスキー場・スケート場におけるイベント等の夏季利用の促進

**個別計画**

恵庭市健康づくり計画 / 恵庭市食育推進計画 / 恵庭市新型コロナウイルス感染症対策行動計画 / 恵庭市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画) / 恵庭市運動・スポーツ推進計画 / 特定健康診査等実施計画 恵庭市自殺対策計画

## 基本目標Ⅱ | 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち

### 09 | 持続可能な地域医療・介護体制

施策範囲 介護保険・高齢者福祉・医療



#### 現状と課題

- 夜間・休日急病診療所の診療空白日を解消したことに伴い、診療延べ日数が増加し、派遣医師の確保が難しくなっています。小児や産科救急体制についても関係機関の連携が必要な状況です。
- 高齢化率の上昇とともに、認知症高齢者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が年々増加していくことが懸念されています。高齢者が地域で安心して暮らしていくため、様々な生活支援サービスや住まいが継続的に提供されるための包括的なネットワークを構築することが必要となっています。

#### 【SDGs・17の関連目標】



#### 基本方針

- 誰もが安心して暮らせる地域の実現のため、市内医療機関や近隣市、特に休日診療を伴う医療機関との連携や協力により、安心して医療が受けられる救急医療体制を整備するとともに、年間を通じて空白日のない医療体制を維持していきます。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年、また高齢人口がピークをむかえる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護保険制度の維持可能性確保」の2つの基本的考えを根幹とする、「介護保険事業計画」に基づく事業を行います。

#### 後期計画の重点施策

- 09-1 夜間・休日診療体制の維持
- 09-2 地域包括ケアシステムの発展

成果指標	数値目標		
	平成26年度末	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
夜間・休日救急診療の空白日を無くした診療体制の維持	空白日0日	空白日0日	➡
認知症に対する市民の理解度(市民アンケート)	80%	80%	➡
生きがいを感じている市民の割合(市民アンケート)	80%	77%	➡

#### 持続的なまちづくりの取組み

- 空白日の無い夜間・休日急病診療所や在宅当番医療体制の継続実施運営
- 認知症対策の推進
- 介護保険制度の適正な運用

#### わたしたちができること

- 地域コミュニティへの参加及び支援による、認知症の方の見守りや高齢者の社会参加への支援
- 医療機関の適正利用

#### 個別計画

恵庭市高齢者保健福祉計画 / 恵庭市介護保険事業計画